○文化庁告示第六十九号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号の規定に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として指定した特定非営利活動法人奈良ＤＡＩＳＹの会から名称変更の届出があったので、平成二十二年文化庁告示第十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十七日

文化庁長官　青柳　正規

「特定非営利活動法人奈良ＤＡＩＳＹの会」を「特定非営利活動法人ＮａＤ」に改める。

○文化庁告示第七十号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号の規定に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として指定した札幌リーディングサービス「朗読一一〇番」から名称変更の届出があったので、平成二十四年文化庁告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十七日

文化庁長官　青柳　正規

「札幌リーディングサービス「朗読一一〇番」」を「特定非営利活動法人札幌リーディングサービス朗読一一〇番」に改める。

○農林水産省告示第三千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十七日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字ミシケ一五五四の一、一五五四の三、一五五五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十七日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字八戸字長谷一二九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長谷一二九八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十七日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字津久見字願寺七三一三の三、七三一三の五、七三一三の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字願寺七三一三の三・七三一三の五・七三一三の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十七日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市八木山字長倉二三七三の一、二三九一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長倉二三七三の一・二三九一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十七日

農林水産大臣　林　　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字杭迫二六五九の一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十七日

農林水産大臣　林　　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区国見四六の一、四六の三から四六の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十七日

農林水産大臣　林　　芳正